食品安全委員会(第576回会合)議事概要

日 時:平成27年9月8日(火) 14:00~15:20

場 所:食品安全委員会大会議室 出席者:佐藤委員長ほか4名出席

傍聴者:報道1名、行政機関3名、一般4名

議事概要

- (1)食品衛生法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明 らかに必要でないときについて
 - 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に 基づき定められた、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省 告示第370号)にブロチゾラム試験法を追加すること (厚生労働省からの説明)
 - →厚生労働省から説明。

本件については、新たに開発された試験法を追加するものであり、 規格そのものを変えるわけではないことから、食品安全基本法第 11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要 でないときに該当することが確認された。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について
 - ・農薬 6品目(全てポジティブリスト制度関連)(一括削除)
 - [1] 4-アミノピリジン [2] クロロベンジレート
 - [3]ジノセブ [4] チオメトン
 - 「5] チフェンスルフロン 「6] トリクロロ酢酸ナトリウム塩 (TCA)
 - →厚生労働省から説明。

本品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並び に食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産し ている動物に使用されていないこと又は本品目が国内において農作物 及び動物に使用されておらず、かつ本品目が使用された農作物及び動 物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを 前提とした場合、当該残留基準の削除については、食品安全基本法第 11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明 らかであるときに該当するものとされた。

・添加物 1品目(評価要請の取り下げ) 5ーメチルテトラヒドロ葉酸カルシウム

→厚生労働省から説明。

平成19年8月2日付けで厚生労働大臣から食品健康影響評価要請がありました本品目については、取り下げられ、現在実施中の調査審議は中止することとなった。

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

- •「1,3-ジクロロプロペン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ヘキサコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集 について
- ・「メパニピリム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集につ いて

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続 に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及 び評価書(案)への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(4) 器具・容器包装専門調査会における審議結果について

- ・「フタル酸ジイソノニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の 募集について
- →担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書(案)への反映を器具・容器包装専門調査会に依頼することとなった。

(5)食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- 農薬「テブコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルオピラム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロメトリン」に係る食品健康影響評価について
- 農薬「ベンゾビンジフルピル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「テブコナゾールの一日摂取許容量を0.029 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.3 mg/kg 体重と設定する。」

「フルオピラムの一日摂取許容量を0.012 mg/kg 体重/日と設定し、 急性参照用量を0.5 mg/kg 体重と設定する。」

「プロメトリンの一日摂取許容量を0.03 mg/kg 体重/日と設定し、 急性参照用量を1.5 mg/kg 体重と設定する。」

「ベンゾビンジフルピルの一日摂取許容量を0.012 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.1 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- (6) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題 (平成28年度)(案)について
 - →副担当委員の山添委員及び事務局から説明。

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(平成28年度)については、案のとおり決定された。